

小規模多機能型居宅介護事業所

結の華

# 重要事項説明書

社会福祉法人 北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

## 小規模多機能型居宅介護事業所 「結の華」 利用約款

### (約款の目的)

第1条 社会福祉法人北叡会（以下「事業者」という。）が運営する小規模多機能型居宅介護支援事業所 結の華（以下「当事業所」という。）は、要支援・要介護と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令及び関係法令の趣旨に従って、要支援及び要介護状態の維持と改善を目的とした小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。なお、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が小規模多機能型居宅介護利用重要事項説明に関する同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書提出を以って、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用の解除・終了する事ができます。

### (当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用解除・終了することができます。

- ① 利用者が要支援・要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者において小規模多機能型居宅介護サービス提供の必要性が失われた場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な小規模多機能型居宅介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所と事業所職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

#### (利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく小規模多機能型居宅介護サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日に発送いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行し翌月に発送いたします。

#### (利用料金の支払い方法)

第6条 利用料金の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求書を発送いたしますので、お手元に届いた月の25日までに以下の方法にてお支払い下さい。なお、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算いたします。

① 口座自動振替（北海道ワイドネットサービス）での支払い。

※振替手数料（162円/月）は、ご利用者様負担となりますことご了承ください。

② 口座振込（北海道銀行）への支払い。

※振込手数料は、ご利用者様負担となりますことご了承ください。

#### (記 録)

第8条 当事業所は、利用者の小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

#### (身体拘束)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、当事業所の

介護支援専門員・看護師・社会福祉士・介護福祉士等の有資格者が中心となり、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所の職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供時の事業者間連絡・紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援業所〕)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - (ア) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
  - (イ) 生命・身体に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な処置を講じます。

- 2 専門的な医療的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の医療機関での診察を依頼します。
- 3 当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(非常災害対策)

第11条 当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおりの設備及び訓練等を行っております。

- ① 防災設備 非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段
- ② 防災訓練 年2回程度 併設サービス付き高齢者向け住宅 夢結路との合同訓練実施

(禁止事項)

第12条 当事業所利用中は、以下の行為を禁止します。

- ① 営利行為
- ② 宗教の勧誘

- ③ 他利用者への迷惑行為
- ④ 特定の政治活動及び勧誘

(施設利用に当たっての留意事項)

第13条 貴金属・現金・貯金通帳・カード類等は、持参されないようにご協力お願いします。

- 2 敷地内外禁煙とさせていただきますので、喫煙はご遠慮願います。
- 3 下記の事項についてはご遠慮ください。
  - ① ご利用時には運動靴をご持参ください。また、スリッパは転倒の危険性があるため禁止とさせていただきます。
  - ② 安全管理の為、はさみ・剃刀・ナイフ類の持込は禁止とさせていただきます。趣味活動で使用の際は、こちらで用意致します。
  - ③ 防火管理の為、煙草・ライター・マッチ等の持込も禁止とさせていただきます。
  - ④ 宿泊室・共用部分および施設備品は本来の用途に従ってご利用ください。故意又は無断での使用により破損等が発生した場合には、実費弁済していただく場合があります。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する小規模多機能型居宅介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情の申し立てができます。

2 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口 (担当者)

小規模多機能型居宅介護事業所 結の華

(職名) 管理者 石井文将

○受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:30

電話番号 011-391-5100

3 公的機関で苦情申し立て窓口

○北海道 011-204-6310

○国保連合会 011-231-5161

○江別市介護保険総合窓口 江別市役所 介護保険課 011-381-1067

(賠償責任)

第15条 当事業所は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

## 小規模多機能型居宅介護事業所 「結の華」 ご案内

(平成30年 5月1日現在)

### 1. 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華 事業概要

#### 1) 事業所名等

事業所の名称	社会福祉法人 北叡会 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
事業所の種類	小規模多機能型居宅介護事業所
事業所の所在地	北海道江別市ゆめみ野東町1番地1
電話番号	011-391-5100
FAX番号	011-391-5111
開設年月日	平成27年 3月30日
管理者	石井 文将
施設定員	登録：29名 (通い 1日15名 泊まり5名)

#### 2) 事業の目的

社会福祉法人北叡会が運営する小規模多機能型居宅介護事業所 結の華（以下「事業所」という）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）は要介護者及び要支援者の居宅及び事業所において、家庭的な環境で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることと、地域との関わりを積極的に図り、利用者地域社会をつなぐ支援をすることを目的とします。

#### 3) 施設の理念

「ノーマライゼーション」

高齢者や障がい者を含むすべての人々が、要介護状態になろうとも、ごく普通の当り前の生活が保障されなければならないという、福祉思想における理念の具現化に努めます。

#### 4) 施設の運営方針

- 1 事業所は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとします。

- 2 事業所は利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとします。
- 3 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとします。
- 4 事業所はサービスの提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行うものとします。

## 5) ケア方針

### 1) 「主体的生活の実現」

お一人おひとりの力を信じ、できる力を最大限に尊重し、安全の確保のもとに（できること・したいこと）をご家族と共にお手伝いします。

### 2) 「くつろぎのある生活の実現」

いつでも遊びに来たくなる、安心してくつろげる空間を提供します。

### 3) 「地域とふれあえる生活の実現」

これまで培ってきた家族や地域社会との関係を続けていくための生活をお手伝いします。

## 2.施設概要

- |         |         |            |
|---------|---------|------------|
| 1) 営業日  | 3 6 5 日 |            |
| 2) 営業時間 | 訪問サービス  | 24時間       |
|         | 通いサービス  | 9:00～17:00 |
|         | 宿泊サービス  | 17:00～9:00 |

当事業所は、原則として利用申し込みに応じますが、ご登録いただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供が出来ない日がある場合がありますので、ご了承ください。

- 3) 通常の事業実施地域 江別市内全域

## 3.職員配置

従事者の職種	資格	員数
管理者	介護支援専門員、 介護福祉士	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名
看護職員	准看護師	1名
介護従事者	介護福祉士・実務者研修修了者・初任者研修修了者・	12名



	ヘルパー 2 級	
--	----------	--

#### 4. サービスの内容

##### 1) 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の立案

介護支援専門員が中心となり、他職種協働でサービス計画を立案します。

##### 2) 食事提供サービス

当事業所は、四季折々の食材や栄養バランスを考えた食事の提供をいたします。

##### 3) 食事時間

朝 食 : 7時30分 ~ 8時30分

昼 食 : 12時00分 ~ 13時00分

夕 食 : 17時00分 ~ 18時00分

##### 4) 介護サービス

利用者個々の住み慣れた地域での生活を支援するため、通い・訪問・泊まりのサービスを通して、日常生活上の介助（食事介助・排泄の介助・入浴の介助等）・精神的支援を含め利用者を取り巻く環境を含めた支援を実施いたします。

#### 5. 連携医療機関

☆ みどり野医院 (内科・循環器科・消化器科・整形外科)

空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

☆ 榎の会こどもクリニック (歯科)

札幌市厚別区厚別下野幌49番地

☆ 札幌徳洲会病院 (総合科)

札幌市厚別区大谷地東1丁目1-1

☆ 新さっぽろ脳神経外科病院 (脳神経外科・神経内科)

札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号

#### 6. 事業者概要

##### 1) 事業者名等

事業者名 社会福祉法人 北叡会

法人の種類 社会福祉法人

代表者名 天野 一城

所在地 江別市ゆめみ野東町1番地5

設 立 平成22年8月9日

## 2) 法人の理念

### <北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意思のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

## 3) 法人の行動指針

- (1) 法人に帰属する職員として、固有の専門性を持ち、一人一人が、その専門性を最大限に活かし高めることで、サービスの質の確保と向上に貢献するように努める。
- (2) 身体機能に応じた良質で思いやりのあるサービスの提供に努める。
- (3) 利用者様主体の個別ケアを通じて自発的自己実現への支援に努める。
- (4) 尊厳と自己決定の尊重。
- (5) 生きがいのある機会を積極的に提供。
- (6) 生活環境の向上（施設感を和らげるための環境づくりと、利用者様を尊重した明るく清潔で健全な施設の環境保全）を図る。
- (7) チームワークに裏付けされた公正で適切なサービスの提供に努める。
- (8) 緊急および災害に備えた危機管理を徹底し、安全な環境の提供に努める。
- (9) 社会参加と地域社会への貢献を図る。

## 4) 法人が運営する事業所

### ◆夢あかり事業（江別市）

- ・江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり  
特別養護老人ホーム（入居 80 床、ショートステイ 10 床）  
ディサービスセンター夢美はな

### ◆夢つむぎ事業（江別市）

- ・江別地域複合型ライフケアセンター夢つむぎ  
地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 名）  
日常生活支援総合事業

◆あるての杜事業（江別市）

- ・ディサービスセンターあるての杜
- ・身体障がい者ディサービスセンターあるての杜
- ・グループホームあるて
- ・グループホームひまわりの郷
- ・おおあさ東町ディサービス風の音色
- ・相談支援事業所あるて
- ・就労継続支援A型事業所 ジョブクルーあるて

◆夢結路事業（江別市）

- ・住宅型有料老人ホーム夢結路
- ・サービス付き高齢者向け住宅シャルール夢結路
- ・身体障がい者向け住宅シャルール夢結路
- ・小規模多機能型居宅介護事業所結の華
- ・ヘルパーステーション結の詩
- ・ケアプランセンター

5) 関連法人および事業所

(1) 医療法人やわらぎ

事業者 医療法人やわらぎ

法人種類 医療法人

代表者名 湊屋洋一

所在地 空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

設立 平成3年7月1日

■みどり野医院（外来および入院19床）

■介護老人保健施設ゆう（入所70床、ショートステイ、通所リハビリテーション）

■ライフケアセンターなんぼろ

- ・訪問看護ステーション マーガレット
- ・居宅介護支援事業所 アザレア
- ・ヘルパーステーション おひさま
- ・サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- ・グループホーム みどり野の郷/グループホーム 鶴城の郷
- ・地域密着型ディサービスセンター みどり野

■ライフサポート北広島

- ・ケアプランセンター すずらん
- ・ディサービスセンター なのはな/ディサービスセンター はなみずき

・グループホーム 共栄の郷

## 小規模多機能型居宅介護事業所 「結の華」 料金表

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

### 【介護保険内】

(基本料金：同一建物内に居住しない方)

介護区分	要支援 1	要支援 2			
利用者負担(1割)	3,403 円/月	6,877 円/月			
利用者負担(2割)	6,806 円/月	13,754 円/月			
介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担 (1割)	10,320 円/月	15,167 円/月	22,062 円/月	24,350 円/月	26,849 円/月
利用者負担 (2割)	20,640 円/月	30,334 円/月	44,124 円/月	48,700 円/月	53,698 円/月

(基本料金：同一建物内に居住する方)

介護区分	要支援 1	要支援 2			
利用者負担 (1割)	3,066 円/月	6,196 円/月			
利用者負担 (2割)	6,132 円/月	12,392 円/月			
介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担 (1割)	9,298 円/月	13,665 円/月	19,878 円/月	21,939 円/月	24,191 円/月
利用者負担 (2割)	18,596 円/月	27,330 円/月	39,756 円/月	43,878 円/月	48,382 円/月

(基本料金：短期利用)

介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担	565 円/日	632 円/日	700 円/日	767 円/日	832 円/日

(加算：該当する方のみ)

項目	金額	内容
初期加算	30 円/日	利用を開始した日から 30 日間に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I-1)	640 円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I-2)	500 円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 40%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (II)	350 円/月	常勤職員を 60%以上配置している場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 円/月	3 年以上の勤務年数のある職員を 30%以上配置している場合に加算されます。
認知症加算（Ⅰ）	800 円/月	日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M）の場合に加算されます。
認知症加算（Ⅱ）	500 円/月	要介護 2 であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合に加算されます。
看護師配置加算（Ⅰ）	900 円/月	専従の看護師を 1 名以上配置している場合に加算されます。
看護師配置加算（Ⅱ）	700 円/月	専従の准看護師を 1 名以上配置している場合に加算されます。
看護師配置加算（Ⅲ）	480 円/月	看護職員を常勤換算法で 1 名以上配置している場合に加算されます。
看取り連携体制加算	64 円/日	看取り期にサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について加算されます。
訪問体制強化加算	1,000 円/月	訪問サービスを提供するに当たる常勤従業者を 2 名配置して、算定日が属する月における提供回数が、200 回以上である事。なおかつ同一の建物に集合住宅を併設する場合には、登録者の総数のうち、併設住宅以外の登録者の算定数が、100 分の 50 以上で、延べ訪問回数が 1 月当たり 200 回以上で場合に加算されます。
総合マネジメント体制強化加算	1,000 円/月	利用者の心身の状況又は、その家族等の取り巻く環境の変化に応じ、随時介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員等が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている時に加算されます。
栄養スクリーニング加算	5 円/回	利用開始及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に共有した場合に加算されます。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 円/月	介護支援専門員が、訪問リハ事業所、通所リハ事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、PT、OT 又は ST の助言に基づき、生活機能の向上を目的としたケアプランに基づく介護を行ったときは、初回の介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 円/月	訪問リハ事業所、通所リハ事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、PT、OT 又は ST が訪問リハ、通所リハの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員は同行する等により、当該計画に基づく介護を行ったときは、初回の介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 10.2%	

※各加算の記載金額は1割負担の場合の金額となっております。

2割負担の方は2倍の金額となります。3割負担の方は3倍の金額となります。

【介護保険外】

項目	金額	単位
朝食	300 円	1 食当たり
昼食（おやつ含む）	670 円	1 食当たり
夕食	500 円	1 食当たり
宿泊費	3,000 円	1 泊当たり
暖房費	100 円	1 泊当たり (10月～5月)
フェイスタオル代	20 円	1 泊当たり
手拭きタオル	50 円	1 日当たり
バスタオル代	70 円	入浴1回当たり
お風呂用タオル代	40 円	入浴1回当たり
垢すりタオル	20 円	入浴1回当たり
シャンプー	10 円	入浴1回当たり
リンス	10 円	入浴1回当たり
ボディソープ	10 円	入浴1回当たり

※買い物行事等、特別な行事開催時の費用は実費となります。